

喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）貸与要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（本体を梱包する箱並びに付属のACアダプタ、ショルダーストラップ、外部アンテナ接続用ケーブル及び取扱説明書を含む。以下「防災ラジオ」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の対象者）

第2条 防災ラジオの貸与を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）貸付対象区域（平成18年1月4日の市町村合併前における喜多方市の行政区域および耶麻郡塩川町の行政区域をいう。以下同じ。）に住所（住民基本台帳に記載された住所をいう。以下同じ。）を有する世帯の世帯主（以下「1号対象者」という。）
- （2）貸付対象区域内に所在する介護施設等（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う施設、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護保険施設、同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設、同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する施設、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設、喜多方市障がい者地域生活支援事業実施要綱第5条第1項第6号に規定する福祉ホーム事業を行う施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の長（以下「2号対象者」という。）
- （3）喜多方市（以下「市」という。）の行政区域内に所在する国又は他の地方公共団体の機関のうち市長が必要と認める機関の長（以下「3号対象者」という。）
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が防災上必要と認める施設又は事業所の長（以下「4号対象者」という。）

（貸与の条件）

第3条 防災ラジオは、次により貸与する。

- （1）貸与は、現品とする。
- （2）貸与は、無償とする。
- （3）貸与期間は、防災ラジオを必要としなくなるまでとする。

（1号対象者に対する防災ラジオの貸付）

第4条 市長は、各1号対象者に対し、防災ラジオを各1台貸与するものとする。

2 前項の規定により防災ラジオの貸与を受ける1号対象者は、喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書（様式第1号）又は喜多方市V-Lowマ

ルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書（ハガキ用）（様式第2号）に次の各号に掲げる事項を記入し、市長へ提出するものとする。ただし、代理受領届（様式第3号）を市長に提出した者が、当該1号対象者に代わって当該防災ラジオを受領するときは、この限りでない。

- (1) 防災ラジオを受領する日
- (2) 1号対象者の住所
- (3) 1号対象者の氏名
- (4) 1号対象者に代わり、1号対象者と同じ世帯の世帯員（以下「同一世帯員」という。）が防災ラジオを受領するときは、当該同一世帯員の氏名
- (5) 1号対象者の電話番号

3 1号対象者が受領に関する権限を同一世帯員以外の者に委任するときは、市長に委任状（喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書（様式第1号）又は喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書（ハガキ用）（様式第2号）の委任状欄への記入を含む。）を提出するものとする。

4 市長は、第1項の規定により防災ラジオを貸与するときは、当該防災ラジオの貸与を受ける1号対象者の住所に対応する行政区の地区コードを設定するものとする。ただし、当該1号対象者から喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）地区コード変更申請書（様式第4号）の提出があった場合において、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（2号対象者に対する防災ラジオの貸付）

第5条 市長は、2号対象者と協議して防災ラジオの貸与台数を決定し、当該2号対象者に対し、防災ラジオを貸与するものとする。

2 前項の規定により防災ラジオの貸与を受ける2号対象者は、喜多方市V-Lowマルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書（介護施設等用）（様式第5号）を市長へ提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定により防災ラジオを貸与するときは、当該防災ラジオの貸与を受ける2号対象者が長を務める介護施設等が所在する行政区の地区コードを設定するものとする。

（3号対象者に対する防災ラジオの貸付）

第6条 市長は、3号対象者に対し防災ラジオを貸与するときは、防災ラジオの貸与台数及び当該防災ラジオに設定する地区コードを当該3号対象者と協議するものとする。

（4号対象者に対する防災ラジオの貸付）

第7条 市長は、4号対象者に対し防災ラジオを貸与するときは、防災ラジオの貸与台数及び当該防災ラジオに設定する地区コードを当該4号対象者と協議するものとする。

（譲渡の禁止等）

第8条 防災ラジオの貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、当該防災ラジオを適正に維持管理するものとし、当該防災ラジオを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 借受人は、防災ラジオを損傷し、又は亡失したときは、市長に届け出なければならない。

(費用の負担)

第9条 防災ラジオの設置並びに使用により生じる電気料金及び乾電池購入に要する費用は、借受人の負担とする。

2 借受人が防災ラジオを紛失又は損傷したときは、その損害額を弁償しなければならない。ただし、正常な使用状態において故障したときは、市が修繕に関する費用を負担する。

(返却)

第10条 借受人は、防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに市長に返却しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

※ご記入いただいた個人情報は、戸別受信機（防災ラジオ）の管理の目的にのみ使用します。

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書

平成 年 月 日

喜多方市長 様

枠内をご記入ください。

世帯住所	喜多方市
世帯主の氏名	
受領者の氏名 (配付説明会出席者)	
電話番号	

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）の管理に必要な、私及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報について市が閲覧することに同意し、防災ラジオを受領します。なお、使用に当たっては使用上の注意事項を遵守するとともに、貸与の対象者でなくなった場合には速やかに返却します。

使用上の注意事項

- (1) 市からの貸与品であることを忘れず、善良な注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- (2) 設置は使用者が行い、設置に要する費用は使用者が負担すること。
- (3) 使用により生じる電気料金及び乾電池費用は使用者が負担すること。
- (4) 異常、破損、紛失等の事故が発生した場合は、喜多方市防災ラジオサポートセンターに報告すること。
- (5) 第三者に譲渡、転貸その他の処分をしないこと。

----- (切り取らないでください) -----

委任状

平成 年 月 日

喜多方市長 様

代理人の場合（世帯員でない場合）は、枠内をご記入ください。

(委任者)

世帯主の住所	喜多方市
世帯主の氏名	

私は、下記のを代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

(受任者)

代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人の電話番号	

(委任する事項)

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）の受領に関する一切の件。

※代理人の場合には、運転免許証やマイナンバーカードなど（官公署の発行した顔写真付きの身分証明書）をご持参ください。

(様式第2号)

※ご記入いただいた個人情報は、戸別受信機（防災ラジオ）の管理の目的にのみ使用します。

喜多方市 V-Low マルチメディア放送
戸別受信機（防災ラジオ）受領書（ハガキ用）

平成 年 月 日

喜多方市長 様

枠内をご記入ください。

世帯住所	喜多方市
世帯主の氏名	
受領者の氏名 (配付説明会出席者)	
電話番号	

世帯番号
バーコード

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）の管理に必要な、私及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報について市が閲覧することに同意し、防災ラジオを受領します。なお、使用に当たっては使用上の注意事項を遵守するとともに、貸与の対象者でなくなった場合には速やかに返却します。

使用上の注意事項

- (1) 市からの貸与品であることを忘れず、善良な注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- (2) 設置は使用者が行い、設置に要する費用は使用者が負担すること。
- (3) 使用により生じる電気料金及び乾電池費用は使用者が負担すること。
- (4) 異常、破損、紛失等の事故が発生した場合は、喜多方市防災ラジオサポートセンターに報告すること。
- (5) 第三者に譲渡、転貸その他の処分をしないこと。

<世帯の方が来庁できない場合のみ、委任状が必要です>

委任状

平成 年 月 日

喜多方市長 様

代理人の場合（世帯員でない場合）は、枠内をご記入ください。

(委任者)

世帯主の住所	喜多方市
世帯主の氏名	

私は、下記のを代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

(受任者)

代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人の電話番号	

(委任する事項)

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）の受領に関する一切の件。

※代理人の場合には、運転免許証やマイナンバーカードなど（官公署の発行した顔写真付きの身分証明書）をご持参ください。

平成 年 月 日

喜多方市長 様

【代理受領者】

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

防災ラジオ代理受領届

私（代理受領者）は、市から下記貸付対象世帯に対して配付される防災ラジオ（V-Lowマルチメディア放送戸別受信機）を代理で受領します。受領後は、責任を持って貸付対象世帯へ届けます。

記

【貸付対象世帯（代理受領者が防災ラジオを届ける世帯）】

住 所	喜多方市
世帯主氏名	
電 話 番 号	

- ※ 太枠内をご記入ください。
- ※ 代理受領者のご本人確認のため、身分証明書（写真有1点（個人番号カード、運転免許証等）、もしくは、写真無2点（保険証等））を受付にて職員へご提示ください。
- ※ ご記入いただいた個人情報は防災ラジオの管理にのみ使用します。

(様式第4号)

平成 年 月 日

喜多方市長 様

【申請者】

住 所	喜多方市
氏 名	
電 話 番 号	

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機 (防災ラジオ)

地区コード変更申請書

私 (申請者) は、市から配付されている V-Low マルチメディア放送戸別受信機 (防災ラジオ) の地区コード (行政区) の設定変更について下記のとおり申請します。

記

現在設定の行政区	
変更後の行政区	

※ 太枠内をご記入ください。

※ ご記入いただいた個人情報は防災ラジオの管理にのみ使用します。

(様式第5号)

※ご記入いただいた個人情報は、戸別受信機（防災ラジオ）の管理の目的にのみ使用します。

喜多方市 V-Low マルチメディア放送戸別受信機（防災ラジオ）受領書（介護施設等用）

平成 年 月 日

喜多方市長 様

枠内をご記入ください。

施設所在地	喜多方市
施設の長の氏名	
受領台数	台
設置場所 (施設図面も併せて提出してください)	
事務担当者氏名 (複数人いる場合は全員記入)	
電話番号（内線）	(内線番号:)

※受領台数については、特殊事情がある場合を除き、原則1台とさせていただきます。

使用に当たっては使用上の注意事項を遵守します。

使用上の注意事項

- (1) 市からの貸与品であることを忘れず、善良な注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- (2) 設置は使用者が行い、設置に要する費用は使用者が負担すること。
- (3) 使用により生じる電気料金及び乾電池費用は使用者が負担すること。
- (4) 異常、破損、紛失等の事故が発生した場合は、喜多方市防災ラジオサポートセンターに報告すること。
- (5) 第三者に譲渡、転貸その他の処分をしないこと。

(市記入欄)

配付した防災ラジオの シリアル番号	
----------------------	--